

日中サービス支援型共同生活援助における
「地方公共団体が設置する協議会への報告・評価」について

【日中サービス支援型共同生活援助とは】

- ・共同生活援助（グループホーム）の新たな類型（H30年4月創設）
- ・障がいの重度化・高齢化に対応するための新たなサービス
- ・短期入所を併設し、地域で生活する障がい者の緊急一時的な宿泊の場
- ・地域移行の促進及び地域生活の継続等、地域生活の場の中核的な役割

指定基準第213条の10により、日中サービス支援型グループホームの運営に当たっては、地域に開かれたサービスとすることにより、当該サービスの質の確保を図る観点から、市町村自立支援協議会など、障害者総合支援法第89条の3第1項に規定する協議会又はその他の市長がこれに準ずるものとして特に認めるものに対し、定期的に（少なくとも年1回以上）事業の実施状況等を報告し、当該協議会等による評価を受けるとともに、当該協議会等から必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならないこととされています。（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 第二百十三条の十）

【君津市障害者地域自立支援協議会での評価方法について】

- ・地域生活支援部会にて検討・評価

【報告・評価シート項目の評価視点について】

項目	評価視点
項目3	外部の日中活動サービスを利用できない利用者への日中サービスの提供内容は適切か。（必要と思われるサービスが提供されていない、提供されない時間帯があるなどの問題はないか）
項目4	日中を住居で過ごす利用者が充実した地域生活を送ることができるよう外出や余暇活動の支援をどのように考えているか。
項目5	日中サービス支援型 GHにおいては、共同生活住居ごとに、昼夜を通じて1人以上の世話人又は生活支援員を配置する。
項目6	家族や地域との交流が希薄とならないような取り組みは考えられているか。
項目7	当該グループホームの類型は、地域生活支援拠点の考えを踏まえたもので、緊急一般的な受け入れに対して積極的な考えであるかどうか。
項目8	利用者の意思確認が適切に実施されるよう相談支援事業所との連携が確保されているか（個々の利用者に適切なサービスの利用が図られるように考えているか。）※当該グループホーム運営においては、利用者の意思に反して、日中活動サービス等の利用が制限されることがないようホーム運営事業者と相談支援事業者が異なっていることが望ましいとされている。